

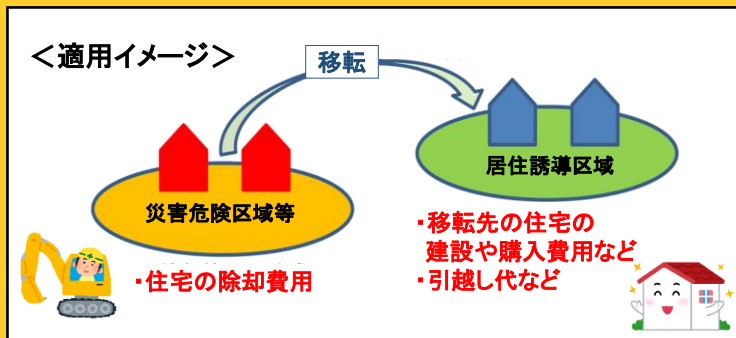
令和6年4月～支援拡充！

厚木市居住誘導区域

(がけ地近接等危険住宅)

移転事業補助金のご案内

災害リスクの高いハザードエリアからの
住宅の移転を支援します！



令和6年4月～
補助上限額を増額しました

除却費 最大**310万円!**

土地購入費
住宅建設改修費 最大**731万8千円!**
敷地造成費 (ローンに対する利子相当額)

移転等費 最大**97万5千円!**

厚木市

都市計画課 ☎(046)225-2400

・詳細は裏面または市ホームページをご覧ください



厚木市居住誘導区域(がけ地近接等危険住宅) 移転事業補助金の概要

お問合せ先: 厚木市 都市計画課 まちづくり政策係
〒243-8511 厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎12階
電話 (046)225-2400 FAX (046)222-8792
E-MAIL 4600@city.atsugi.kanagawa.jp

1. 補助の対象となる住宅 (移転前の住宅)

- (1) 市内の次の①～③のいずれかに立地している**既存不適格住宅※1** (危険住宅)
- (2) (1)に該当せず、次の①・③・④のいずれかに立地している住宅 (誘導住宅)

① **災害危険区域** (厚木市建築基準条例第3条 (急傾斜地崩壊危険区域と同一区域))

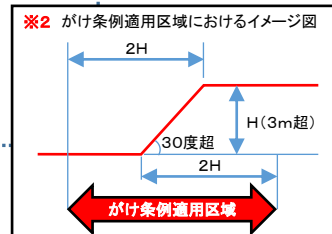
② **がけ条例適用区域※2** (厚木市建築基準条例第5条)

※住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。

③ **土砂災害特別警戒区域** (土砂災害防止法第9条)

④ **家屋倒壊等氾濫想定区域※3** (県が定める区域)

※1 **既存不適格住宅**とは、建築時には適法に建てられた住宅であって、その後、法令の改正等により現行法に対して不適格な部分が生じた住宅のことをいい、法令等の適用後に建築された住宅で、規定に適合しない「違反建築物」とは異なります。



2. 補助対象の方

- ・対象となる住宅に居住する所有者等で、移転を行う方
- ・市税を滞納していない方

3. 補助要件

- ・移転前の住宅を除却すること。
- ・移転先の住宅を居住誘導区域※4内に建築し、または存すること。
- ・移転先の住宅を新築する場合は、省エネ基準に適合すること。
- ・移転前の住宅の跡地を、居住の用に供さないこと。

4. 補助対象経費及び補助金の額

(1) 除却費 **最大310万円**

移転前の住宅の除却及び跡地整備に要する費用を補助します。

※補助の対象となる住宅が危険住宅の場合、移転先が居住誘導区域ではなくても、市内の「1」に定める区域以外の場所であれば、除却費のみ補助制度の利用が可能です。



(2) 土地購入及び建設・改修費 **最大731万8千円** (建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円)

移転先の土地の購入や、住宅の建設・購入・改修に要する資金を**金融機関から借り入れた場合**、借入金利子(年利率8.5%を限度)を補助します。

※融資を受けない場合は、(2)の補助はありません。

※補助の対象となる住宅が「1」の②がけ条例適用区域のみに該当する場合は、(2)の補助はありません。



(3) 移転等費 **最大97万5千円**

引越し代、仮住居費、不動産登記費など、住宅の建設や購入に付帯して要する経費を補助します。

※補助の対象となる住宅が「1」の②がけ条例適用区域のみに該当する場合は、(3)の補助はありません。



さらに

この補助制度については、厚木市と住宅金融支援機構が連携して実施しており、住宅金融支援機構の【フラット35】**地域連携型**の借入金利を一定期間引き下げる制度をご利用いただけます。

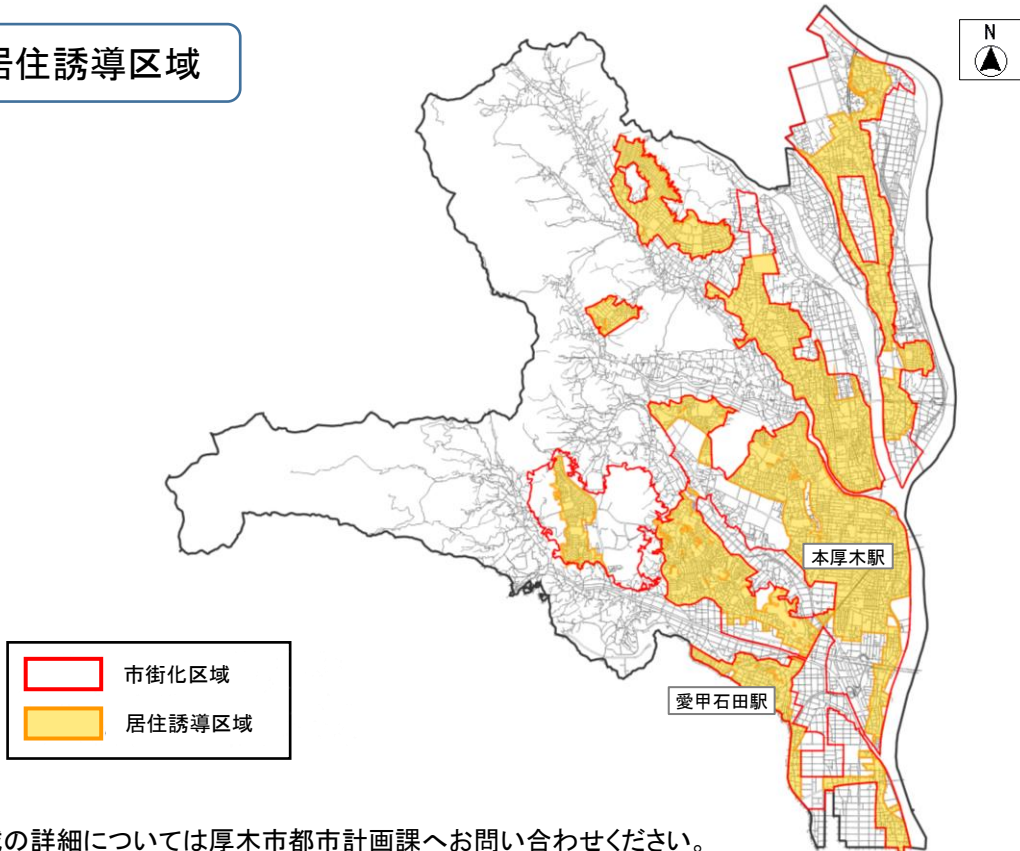
詳しくは住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/organizations.html>)

※3 家屋倒壊等氾濫想定区域...大雨などで氾濫した水流や河岸の浸食により、木造家屋の流失・倒壊をもたらすおそれのある範囲を示したもの
※4 居住誘導区域...「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」で定める、居住を誘導すべき区域

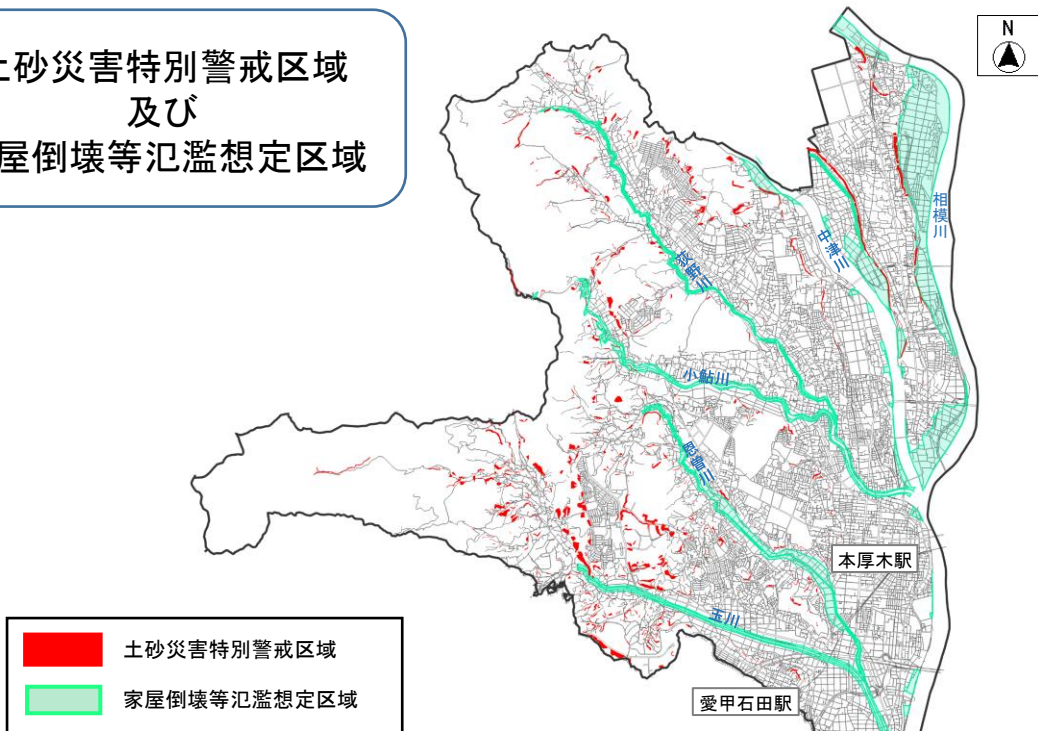
5. 参考図

居住誘導区域



◇区域の詳細については厚木市都市計画課へお問い合わせください。
または、インターネットの「厚木タウンマップ」(都市計画情報マップ)で住所等から検索できます。

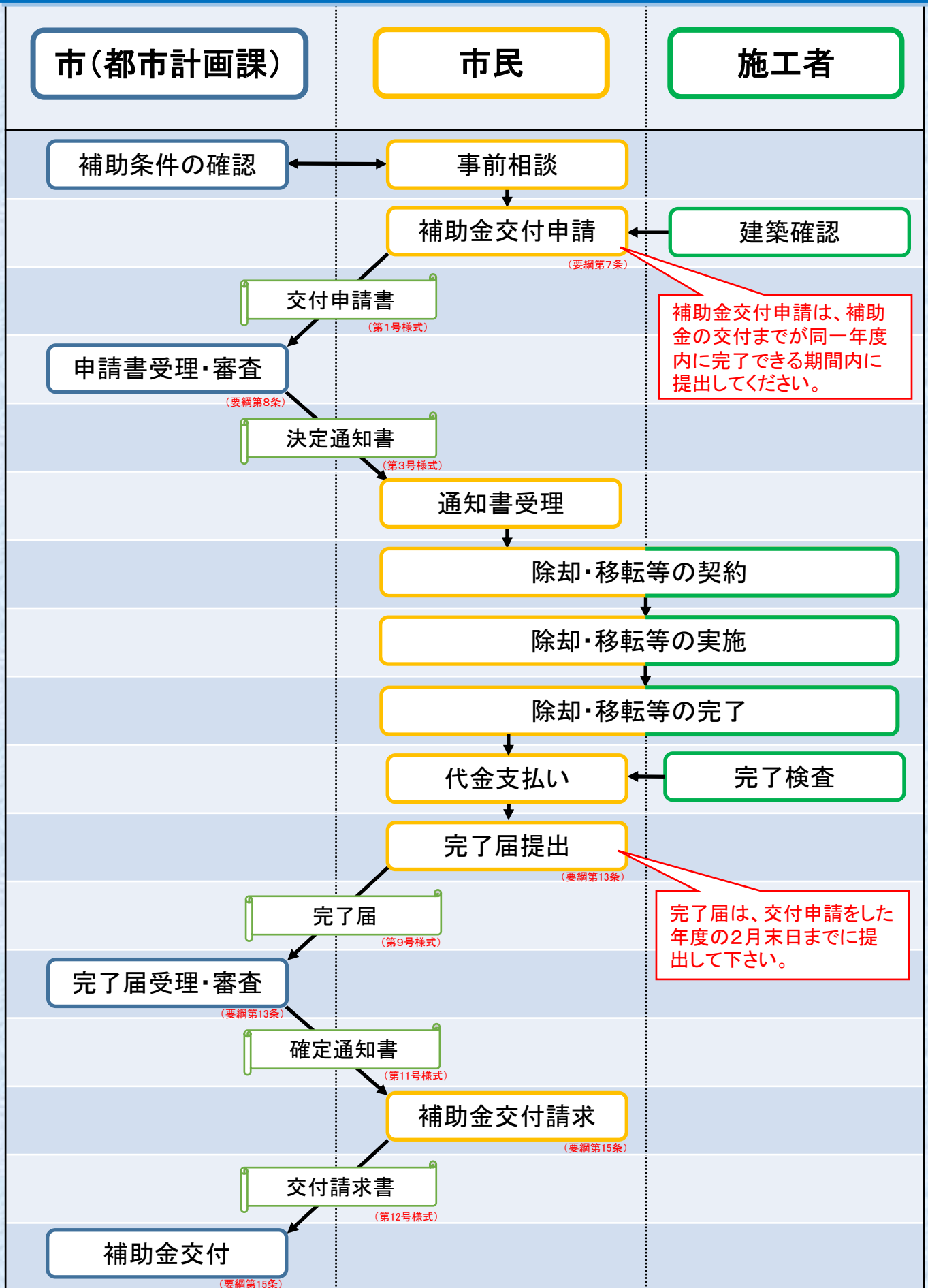
土砂災害特別警戒区域 及び 家屋倒壊等氾濫想定区域



◇「厚木タウンマップ」(オールハザードマップ)で住所等から検索できます。



6. 補助金申請手続の流れ（フローチャート）



6. 補助金申請手続の流れ（提出書類等）

手続		内容	時期
1	事前相談	補助額、補助要件、申請手続などについて、事前協議を行った上で申請してください。 ※詳しくは都市計画課までお問い合わせください。	随時
2	補助金の交付申請	次の書類を添付し、補助金交付申請書（第1号様式）を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 登記事項証明書など既存住宅及びその敷地の所有者がわかるもの ② 納税証明書（市民税の滞納がないことを証する書類） ③ 既存住宅の付近見取図、配置図、がけ断面図（当該住宅が危険区域（ハザードエリア）に存することが分かる図書。ただし土砂災害特別警戒区域を除く。）、平面図、跡地計画図及び外観写真 ④ 既存住宅の建築時期がわかる書類 ⑤ 資金計画書（第2号様式） ⑥ 既存住宅の除却に要する経費の見積書 ⑦ 申請者と所有者との関係を証明する書類及び所有者の同意書（申請者と所有者が違う場合） ⑧ 居住者を証明する書類 ⑨ 移転先住宅の建築・購入を行う場合は次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図及び立面図 ・ 移転先住宅の建築又は購入に要する経費の見積書 ・ 融資を受ける金融機関が作成した借入金利子相当額の計算表 ⑩ 移転等に要する経費の見積書 ※そのほかに必要な書類を提出していただく場合があります。	補助金交付申請は、補助金の交付までが同一年度で完了できる期間に行う必要があります。
3	補助金の交付決定	市から補助金の交付が決定したことを通知します。交付決定通知書が届いてから除却や建設・購入などに関する契約を結んでください。	申請後
4	移転先住宅の建築・購入、既存住宅の除却、移転の実施	完了報告が2月末日までにできるように実施してください。	交付決定後
5	事業完了報告	移転事業完了後、次の書類を添付し速やかに完了届（第9号様式）を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 既存住宅を除却したことが分かる写真及び移転先住宅の外観写真 ② 既存住宅の除却等に係る契約書の写し ③ 既存住宅の除却等に係る請求書又は領収書の写し ④ 移転先住宅の建築又は購入に要した経費の請求書又は領収書の写し ⑤ 資金調達書（第10号様式） ⑥ 融資に係る金銭消費貸借契約書等の写し又はこれに代わる証明書 ⑦ 融資を受ける金融機関が作成した借入金利子相当額の計算表 ⑧ 登記事項証明書など移転先住宅及びその敷地の所有者がわかるもの ⑨ 移転先住宅の検査済証の写し ⑩ 移転先住宅の建築又は購入に係る契約書の写し ⑪ 移転等に要する経費の請求書又は領収書の写し ※そのほかに必要な書類を提出していただく場合があります。	事業完了後
6	事業の審査・補助金額の確定	市で移転事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定を通知します。	
7	補助金の交付請求	確定通知書に記載された金額の請求書（第12号様式）を提出してください。	
8	補助金の交付	市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。	

7. よくある質問

Q1. 敷地の一部に土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されています。しかし、住宅が建っている場所には指定されていません。補助の対象になりますか？

A 1. 補助の対象となるのは、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に建つ住宅です。よって、住宅が建っている場所に指定されていない場合は補助の対象になりません。

Q2. ハザードエリアの位置はどこで確認できますか？

A 2. 急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域については、神奈川県土砂災害情報ポータル

(<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>) で確認できますが、がけ条例適用範囲については、住宅周辺のがけの形状を調査する必要があります。

なお、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域については、「厚木市オールハザードマップ」でも確認ができます。

Q3. 既に除却したものでも補助の対象になりますか？

A 3. 補助金の交付決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設、購入及び改修等の契約をされたものは、対象外となります。

Q4. 空き家を除却する場合でも補助の対象になりますか？

A 4. 空き家は対象外となります。なお、本事業とは別に、老朽化した空き家の解体工事に関する厚木市の補助制度があります。

Q5. 親族が所有する家に住んでいますが、補助の対象になりますか？

A 5. 補助の対象者は、「補助の対象となる住宅」に居住されている方で、かつ、次のいずれかに該当する方となります。

- ①対象住宅の所有者
- ②所有者の配偶者
- ③所有者の一親等の親族

※②、③は補助事業の実施に関し所有者の同意を得ている場合に限りです。

《お問合せ先》

厚木市 都市みらい部 都市計画課 まちづくり政策係
〒243-8511 厚木市中町3-17-17 第二庁舎12階
電話 (046)225-2400 FAX (046)222-8792
E-MAIL 4600@city.atsugi.kanagawa.jp